

船舶事故調査報告書

令和3年2月24日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	釣り客負傷
発生日時	令和元年12月14日 13時30分ごろ
発生場所	愛媛県松山市興居島北方沖 頭崎灯台から真方位326° 1,400m付近 （概位 北緯33° 56.2′ 東経132° 41.6′）
事故の概要	遊漁船純晴丸は、北西進中、高速船の波を受けて船体が縦揺れした際、前部甲板にいた釣り客1人が跳ね上げられ、落下して負傷した。
事故調査の経過	令和2年1月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 純晴丸、4.5トン EH3-25077（漁船登録番号）、個人所有 12.40m (Lr) × 3.01m × 0.80m、FRP ディーゼル機関、100kW、平成15年12月3日 第281-39876号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 75歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年11月6日 免許証交付日 平成30年10月29日 （令和6年8月18日まで有効） 釣り客A 男性 78歳
死傷者等	重傷 1人（釣り客A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客Aほか釣り客5人を乗せ、令和元年12月14日07時00分ごろ、愛媛県松山市松山港を出航し、魚群探索をしながら松山市興居島を1周して松山市北条港沖で遊漁を行った後、興居島北方沖でたちうおの一本釣りを行うこととして航行を開始した。

	<p>釣り客Aは、本船が航行中、前部甲板中央部に船尾方を向いて座っていた。</p> <p>船長は、興居島北方沖合を北西方向に約3ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で航行しながら、魚群探知機でたちうおの探索を行っていたところ、高速船が約20ノットの速力で松山市睦月島方面から興居島頭埼北方沖に向けて、本船の右舷側100m～150m付近を南下していった。</p> <p>本船は、高速船が通過したあと航走波が接近してきて、13時30分ごろ航走波で船首が持ち上がった際、釣り客Aが30～40cm跳ね上げられて甲板上に落下した。</p> <p>船長は、釣り客Aが体を右に向けて腰が痛いと言うので、救急艇を呼んで、釣り客Aを松山港まで輸送し、また釣り客Aは、救急車で、病院に搬送され、腰椎圧迫骨折と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、写真1 釣り客Aの状況 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長及び釣り客全員は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、船体の後方が安全なのは知っていたが、何回も高速艇の波を受けて大きな波は来なかったので、事故など起きないだろうと思い、釣り客Aを船体の後方に誘導しなかった。</p> <p>本船の業務規程には、安全確保のため船長が遵守すべき事項として次のことが記載されていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中、波の影響により船体が動揺するときは、波の状況について適切な見張りを行うとともに、波に対する進路の変更を行い、かつ、安全な速力まで十分な減速を行うことにより、船体動揺の軽減に努めます。 ・航行中、波の影響により船体が動揺して危険が予想されるときは、利用者に対して動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船するよう指導します。
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、興居島北方沖において、魚群探索をしながら約3ノットの速力で北西進中、右舷方を高速船が通過した際、船長が、怪我をするほどの波は来ないと思い、釣り客Aを前部甲板に乗せた状態で航行していたことから、航走波を乗り越えて船体が縦揺れし、釣り客Aが、30～40cm跳ね上げられて甲板上に落下して負傷したものと推定される。</p> <p>船長は、高速船が通過しても大きな波は来ないので、事故など起きないと思い、釣り客Aを船体の後方に誘導しなかったものと考えられる。</p>

<p>原因</p>	<p>本事故は、興居島北方沖において、魚群探索をしながら約3ノットの速力で北西進中、右舷方を高速船が通過した際、船長が、怪我をするほどの波は来ないと思い、釣り客Aを前部甲板に乗せた状態で航行していたため、航走波を乗り越えて船体が縦揺れし、釣り客Aが、30～40cm跳ね上げられて甲板上に落下したことにより発生したものと推定される。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>船長は、本事故後、他船や波が接近してきたら速力を落とすようにし、また、航行中に釣り客が船の前部にいたら、後方に下がるよう指導することにした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊漁船の船長は、たとえゆっくり走っていたとしても、高速船の航走波で船体動揺が予測されるので、釣り客を客室又は後部甲板に移動させること。

付図1 事故発生経過概略図

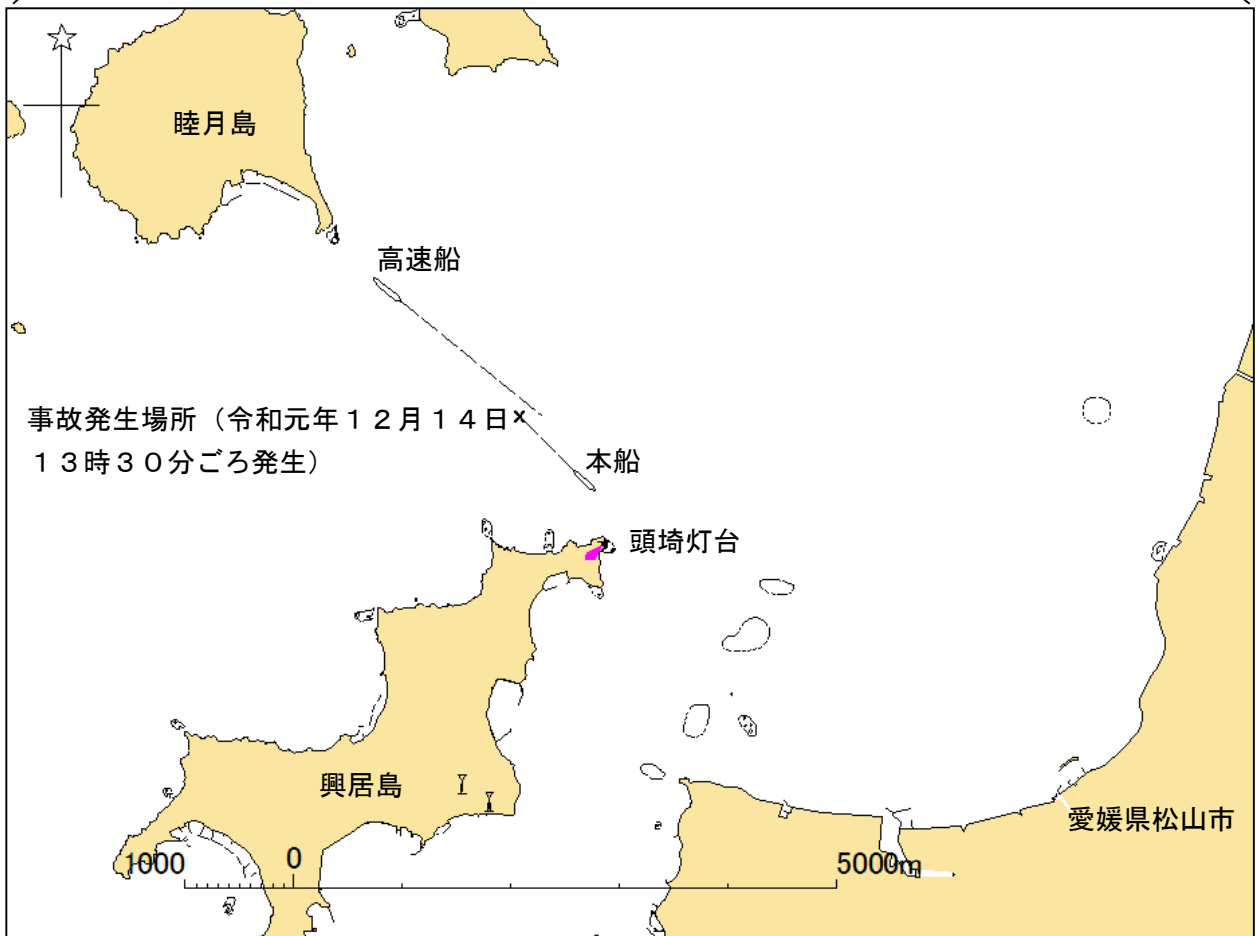
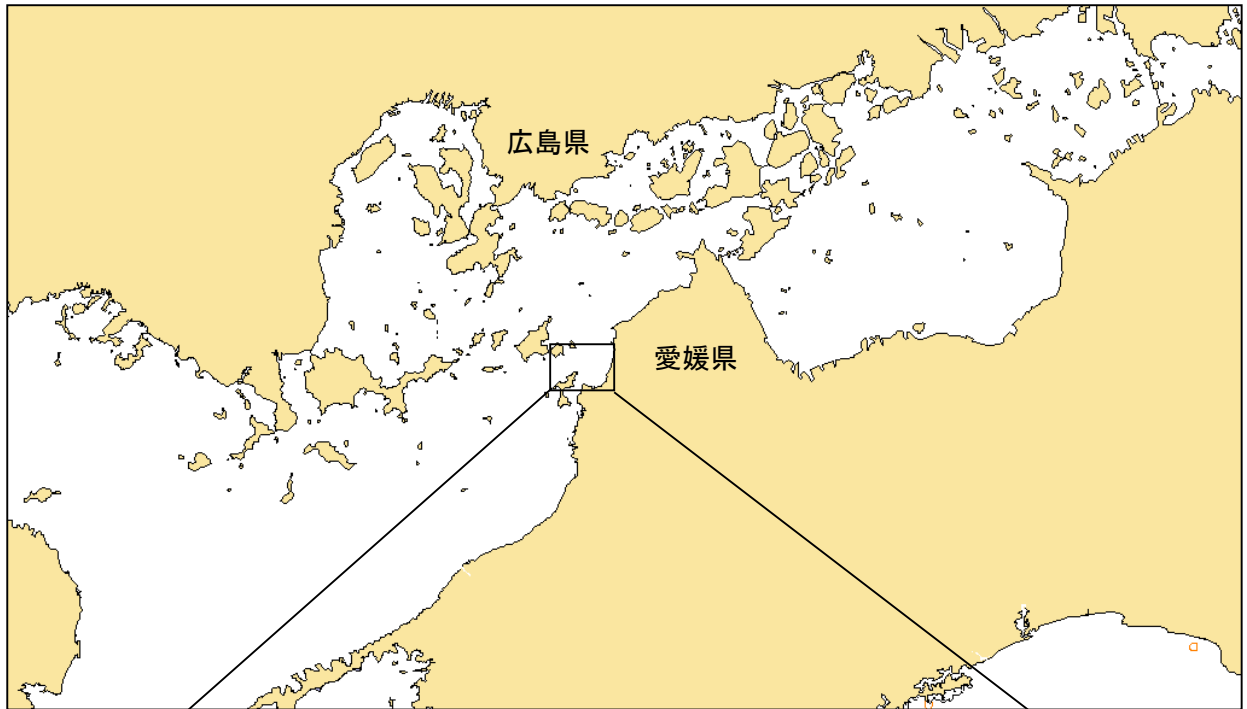


写真1 釣り客Aの状況



釣り客A

本船